



県章

山形県公報

令和5年6月9日(金)

第411号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……612
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……613
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……617
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……618
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……619
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……620
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………621

監査委員関係

告 示

- 包括外部監査事務を補助する者……………622

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(防災危機管理課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) ……623
- 令和5年度山形県の特定役務(コンサルタント)の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告……………(建設企画課) ……628
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……629
- 公募型プロポーザル方式による技術提案書の募集……………(教育局) ……630
- 裁決手続開始の決定……………(収用委員会) ……633
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(病院事業局) ……634
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(同) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第435号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社HYOコーポレーション	愛のまちホームヘルプステーション 米沢市城北一丁目2番5号	訪 問 介 護	令和 5. 6. 1

山形県告示第436号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社オフィス山形	白鷹介護サービスセンターふれあいの里 西置賜郡白鷹町大字畔藤5049	短期入所生活介護	令和 5. 5. 31
特定非営利活動法人市民セクター愛のまちづくり班	愛のまちホームヘルプステーション 米沢市城北一丁目2番5号	訪 問 介 護	同

山形県告示第437号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社オフィス山形	白鷹介護サービスセンターふれあいの里 西置賜郡白鷹町大字畔藤5049	介護予防短期入所生活介護	令和 5. 5. 31

山形県告示第438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人長井慈愛会 長井市森250番地120	グループホームしゃくなげ寮 長井市森250番地120	共 同 生 活 援 助	令和 5. 6. 1

山形県告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人長井慈愛会 長井市森250番地120	グループホームしゃくなげ寮 長井市森250番地120	共同生活援助	令和5.5.31

山形県告示第440号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 みちのく村山農業協同組合
 代表理事組合長 三浦 康彦
 村山市楯岡北町一丁目1番1号
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
高嶋 洋一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和5年4月30日
折原 武 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
有路 拓矢 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
芦野 和弘 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大貫 清悦 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
押切 智志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
加藤 正人 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
黒沼 洋昭 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
齋藤 忠晴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
後藤 理 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
石山 卓也 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
前田 和弥 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
奥山 和直 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

加藤 清宏 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
村岡 真人 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
草刈 一人 玄米、大豆、そば	同 左
軽部 和敦 玄米	同 左
志村 秀弥 玄米、大豆、そば	同 左
伊藤 和宏 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 淳哉 玄米	同 左
高橋 浩樹 玄米、大豆	同 左
三浦 弘之 玄米、大豆、そば	同 左
吉田 稔 玄米、大豆、そば	同 左
笹原 貴久 玄米、大豆、そば	同 左
加藤 雄二 玄米、大豆、そば	同 左
奥山 康和 玄米、大豆、そば	同 左
生田 秀治 玄米、大豆、そば	同 左
今野 英樹 玄米、大豆、そば	同 左
高嶋 晃 玄米、大豆、そば	
尾崎 洋介 玄米、そば	同 左
草薙 範明 玄米、大豆、そば	同 左
斎藤 亮 玄米、大豆、そば	同 左
柳元 穰 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
星川 雄宇 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
大崎 卓也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
阿部 宣幸 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
辻村 憂 玄米、小麦、大豆、そば	同 左

岸 裕 玄米、大豆、そば	同 左	
西尾 健 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
押切 祐輔 玄米、そば	同 左	

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 庄内みどり農業協同組合
 代表理事組合長 田村 久義
 酒田市曙町一丁目1番地
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			備 考	変更年月日
変 更 前	変 更 後			
本間 光記 もみ、玄米、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	令和5年5月26日	
佐々木 浩希 もみ、玄米、大豆	同 左			
佐々木 盛二 もみ、玄米、大豆	同 左			
遠田 聡 もみ、玄米、大豆、そば	同 左			
児玉 康昭 もみ、玄米、大豆	同 左			
佐藤 俊之 もみ、玄米、大豆	同 左			
佐藤 真司 もみ、玄米、大豆	同 左			
遠藤 学 もみ、玄米、大豆、そば	同 左			
佐藤 哲也 もみ、玄米、大豆	同 左			
和島 功 もみ、玄米、大豆	同 左			
佐藤 広一 もみ、玄米、大豆	同 左			
渡辺 桂 もみ、玄米、大豆、そば	同 左			
小野寺 由一 もみ、玄米、大豆、そば	同 左			
佐藤 晃喜 もみ、玄米、大豆	同 左			
澁谷 享治 もみ、玄米、大豆	同 左			
佐藤 光昭 もみ、玄米、大豆	同 左			
池田 耕 もみ、玄米、大豆	同 左			

田村 賢治 もみ、玄米、大豆	同 左
池田 彰 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
土井 翼 もみ、玄米、大豆	同 左
前田 考裕 もみ、玄米、大豆	同 左
佐々木 功 もみ、玄米、大豆	同 左
佐藤 良輔 もみ、玄米、大豆	同 左
長沢 隆洋 もみ、玄米、大豆	同 左
成田 幸司 もみ、玄米、大豆	同 左
小松 祐輔 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 由紀 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 英樹 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
土田 勝則 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
田村 和也 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坪沼 雪人 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
工藤 武士 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
池田 喜雄 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 英明 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 孝 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 雅紀 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
田中 大士 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 義人 もみ、玄米、大豆	同 左
池田 隆紀 玄米	同 左
高橋 茂央 玄米	同 左
櫻井 廉 玄米	同 左

	伊藤 一磨 もみ、玄米、大豆
	伊藤 雅徳 もみ、玄米、大豆
	岡部 真治 もみ、玄米
	齋藤 大地 玄米
	佐藤 秀樹 玄米
	五十嵐 優丞 玄米
	今井 匡仁 玄米

山形県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、成沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	荒 井 勲	山形市蔵王成沢57番地2
同	相 馬 清 孝	同 115番地
同	菊 地 栄 一	同 142番地
同	山 口 峰 雄	同 89番地1
同	須 田 英 司	同 50番地
同	荒 井 庄 市	同 蔵王山田40番地
同	横 山 邦 昭	同 83番地
監 事	庄 司 一 男	同 蔵王成沢42番地
同	板 垣 実	同 74番地
同	長 岡 幸 男	同 716番地2

山形県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、成沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	荒井 勲	山形市蔵王成沢57番地2
同	相馬 清孝	同 115番地
同	菊地 栄一	同 142番地
同	山口 峰雄	同 89番地1
同	須田 英司	同 50番地
同	荒井 光之	同 蔵王山田88番地
同	荒井 吉博	同 94番地
監事	庄司 一男	同 蔵王成沢42番地
同	板垣 実	同 74番地
同	長岡 幸男	同 716番地2

山形県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、袖浦土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年6月9日

山形県知事 吉村 美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	佐藤 助弘	酒田市黒森戊80番地
同	高橋 淳	同 飯森山二丁目39番地の1
同	久松 誠一	同 坂野辺新田丁706番地
同	五十嵐 誠	同 甲93番地
同	白畑 昭男	同 宮野浦一丁目12番5号
同	佐藤 英治	同 黒森丁621番地
監事	高橋 茂勝	同 十里塚字村東山北13番地の2
同	伊藤 勉	同 坂野辺新田字葉萱218番地

山形県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、袖浦土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 助 弘	酒田市黒森戊80番地
同	高 橋 淳	同 飯森山二丁目39番地の1
同	久 松 誠 一	同 坂野辺新田丁706番地
同	佐 藤 英 治	同 黒森丁621番地
同	阿 部 仁 一	同 宮野浦三丁目10番40号
同	五 十 嵐 亨	同 坂野辺新田字坂野辺82番地
監 事	伊 藤 勉	同 葉萱218番地
同	元 木 修 司	同 十里塚字村東山北3番地の30

山形県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和5年6月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄次年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字名取字湯沢2114番1から 同 本飯田字西山2498番1まで	旧	40.2メートル } 24.4	480メートル
同 上	新	66.2メートル } 11.5	同 上

山形県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和5年6月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村山大石田線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
村山市大字名取字清水北3310番83から 同 3123番98まで		旧	24.0メートル ） 8.5	732メートル
村山市大字名取字清水北3310番83から 同 湯沢2112番2まで		新	49.9メートル ） 11.7	666メートル

山形県告示第447号

次の開発行為は、完了した。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号
令和4年8月22日 指令村総建第246号
- 開発区域に含まれる地域の名称
東村山郡山辺町大字山辺字境ノ目1306番8、1306番9
- 開発許可を受けた者の住所及び名称
山形市北町四丁目3番32号 株式会社服部不動産

山形県告示第448号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

〃	宮内支店	南陽市宮内2636番地の 1	〃	〃
〃	赤湯支店	〃 赤湯794番地の 1	〃	〃

を

〃	宮内支店	南陽市宮内2636番地の 1	〃	〃
---	------	-------------------	---	---

に、

〃	南陽支店	南陽市赤湯794番地の 1	〃	〃
〃	宮内東支店	〃 宮内2636番地の 1	〃	〃

を

〃	南陽支店	南陽市宮内2636番地の 1	〃	〃
〃	宮内東支店	〃	〃	〃
〃	赤湯支店	〃	〃	〃

に改める。

附 則

この規程は、令和5年6月12日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年6月9日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,820人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 211,372人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,001人	上山市	8,362人	南陽市	8,505人
米沢市	21,968人	村山市	6,461人	東村山郡	6,989人
鶴岡市	34,402人	長井市・ 西置賜郡	14,705人	最上郡	10,284人
酒田市・ 飽海郡	31,985人	天童市	16,987人	東置賜郡	10,283人
新庄市	9,472人	東根市	13,261人	東田川郡	7,729人
寒河江市・ 西村山郡	21,539人	尾花沢市・ 北村山郡	6,062人		

監査委員関係

告 示

山形県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月9日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
 浅野 和宏 山形市東原町四丁目11番9号
 嶋田 有吾 千葉県市川市北国分二丁目27番4号
 渡部 淳一 神奈川県川崎市宮前区犬蔵二丁目3番53-5号
 片桐 将人 東京都新宿区西新宿四丁目21番26号 MONT-BLANC西新宿
 菊谷 健介 大阪府枚方市上野一丁目7番22号
 奥野 敦士 兵庫県宝塚市清荒神五丁目9番2号
 森園 陽介 東京都中央区勝どき一丁目3番1号 1301号室
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
 令和5年6月16日から令和6年3月31日まで

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 山形県防災行政通信ネットワーク保守管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 山形県防災くらし安心部防災危機管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2671
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
 三菱電機株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目1番20号
- 5 随意契約に係る契約金額 112,200,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 山形県震度情報ネットワークシステム及び防災情報システム保守管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県防災くらし安心部防災危機管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2671

- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
東日本電信電話株式会社山形支店 山形市薬師町二丁目18番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 33,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和5年10月10日まで縦覧に供する。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エスパル山形
山形市香澄町一丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
代表取締役社長 深澤 祐二
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社グリーンハウスフーズ	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	田 沼 千 秋
株式会社マツモトキヨシ東日本販売	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号	高 野 昌 司
株 式 会 社 ヤ マ グ チ	山形市深町一丁目5番20号	山 口 典 子
株 式 会 社 杵 屋 本 店	上山市弁天二丁目3番12号	菅 野 高 志
株式会社佐藤松兵衛商店	山形市十日町三丁目10番36号	佐 藤 慎 太 郎
株 式 会 社 シ ベ ー ル	山形市蔵王松ヶ丘二丁目1番3号	小 田 切 一 哉
ぼ ん ち 株 式 会 社	大阪府大阪市淀川区三津屋中二丁目15番41号	遠 藤 純 民
株 式 会 社 十 一 屋	山形市七日町一丁目4番32号	松 倉 公 一
株 式 会 社 三 奥 屋	東置賜郡高畠町糠野目1664番地	近 清 剛
株 式 会 社 清 川 屋	鶴岡市宝田一丁目4番25号	伊 藤 秀 樹
有 限 会 社 山 形 名 店	山形市鈴川町三丁目15番5号	栗 城 健

株式会社尚美堂	山形市緑町二丁目11番18号	逸見良昭
株式会社丹野こんにやく	上山市櫛下1233番地の2	丹野真敬
株式会社鐘崎	宮城県仙台市若林区鶴代町6番65号	嘉藤明美
株式会社菓匠三全	宮城県仙台市青葉区大町二丁目14番18号	田中裕人
株式会社JR東日本リテールネット	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号	高橋眞
株式会社アントステラ	東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号	吉川洋一
株式会社末廣	長井市本町一丁目4番25号	高橋英敏
株式会社ファンケル	神奈川県横浜市中区山下町89番地の1	島田和幸
株式会社エル	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目14番5号	坂本真也
株式会社ヒロセ	宮城県仙台市若林区御町一丁目3番7号	菅井伸一
株式会社パディ	東京都調布市菊野台一丁目5番59号	石井茂
株式会社R1000	福島県喜多方市字押切南二丁目11番地	金子一弘
有限会社ワーカホリック	東京都中野区新井二丁目1番1号	遠山直樹
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目10番2号	上田利昭
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻義久
株式会社メガネの相沢	宮城県仙台市青葉区一番町三丁目5番23号	相沢久美子
株式会社くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊沢真
株式会社スモール・プラネット	東京都八王子市子安町二丁目2番13号	吉野廣樹
株式会社ジュン	東京都港区南青山二丁目2番3号	佐々木進
株式会社イングループ	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目4番1号	川村久美
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町2番8号	立花隆央
愛久株式会社	山形市七日町二丁目1番25-706号ルヴァン七日町	二瓶稔
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中仁
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号	福田三千男

株式会社コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中謙介
株式会社日本一	千葉県野田市目吹1965番地	染谷幸雄
株式会社仙令平庄	千葉県柏市若柴91番地32	平野幸助
ジュピターコーヒー株式会社	東京都文京区本駒込四丁目41番4	内林久雄
花の種株式会社	山形市富の中一丁目10番1	本間正男
全国農業協同組合連合会山形県本部	山形市七日町三丁目1番16号	後藤和雄
じんだん本舗株式会社大江	南陽市三間通37番地5	大江治助
酒田米菓株式会社	酒田市両羽町2番地24	佐藤栄司
株式会社長榮堂	山形市印役町一丁目2番32号	長谷川浩一郎
株式会社鈴木製麩所	山形市五日町3番地24	鈴木浩一
株式会社風雅	山形市大字山寺字川原町4226番地2	池田仁
有限会社ミラノ	山形市東山形一丁目14番34号	森本美知子
山形菅公学生服株式会社	山形市大野目三丁目2番23号	大宮浩三
佐藤畜産食品株式会社	山形市諏訪町一丁目3番11号	佐藤和則
株式会社ヴィジョン	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目31番20号	竹野公人
株式会社向山製作所	福島県安達郡大玉村大山字西向26番地	織田金也
仙台ターミナルビル株式会社	宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号	松崎哲士郎

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社グリーンハウスフーズ	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	田沼千秋
株式会社マツモトキヨシ東日本販売	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号	多田将一
株式会社ヤマグチ	山形市深町一丁目5番20号	山口典子
株式会社杵屋本店	上山市弁天二丁目3番12号	菅野高志
株式会社佐藤松兵衛商店	山形市十日町三丁目10番36号	佐藤慎太郎

株式会社シベール	山形市蔵王松ヶ丘二丁目1番3号	小田切 一 哉
ぼんち株式会社	大阪府大阪市淀川区三津屋中二丁目15番41号	遠 藤 純 民
株式会社十一屋	山形市七日町一丁目4番32号	松 倉 公 一
株式会社三奥屋	東置賜郡高畠町糠野目1664番地	近 清 剛
株式会社清川屋	鶴岡市宝田一丁目4番25号	伊 藤 舞
有限会社山形名店	山形市鈴川町三丁目15番5号	栗 城 健
株式会社尚美堂	山形市緑町二丁目11番18号	逸 見 良 昭
株式会社丹野こんにやく	上山市檜下1233番地の2	丹 野 真 敬
株式会社鐘崎	宮城県仙台市若林区鶴代町6番65号	嘉 藤 明 美
株式会社菓匠三全	宮城県仙台市青葉区大町二丁目14番18号	田 中 秀 史
株式会社JR東日本クロスステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号	西 野 史 尚
株式会社アントステラ	東京都港区白金台五丁目22番12号	高 波 健 二
株式会社末廣	長井市館町南12番43号	高 橋 亮 一
株式会社ファンケル	神奈川県横浜市中区山下町89番地の1	島 田 和 幸
株式会社エル	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目14番5号	坂 本 真 也
株式会社ヒロセ	宮城県仙台市若林区御町一丁目3番7号	菅 井 伸 一
株式会社パディ	東京都調布市菊野台一丁目5番59号	石 井 茂
株式会社R1000	福島県喜多方市字押切南二丁目11番地	金 子 一 弘
有限会社ワーカホリック	東京都中野区新井二丁目1番1号	遠 山 直 樹
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市阿倍野区天王寺北二丁目3番1号	上 田 崇 敦
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江 尻 英 介
有限会社ミラノ	山形市東山形一丁目14番34号	森 本 美 知 子
山形菅公学生服株式会社	山形市大野目三丁目2番23号	大 宮 浩 三
株式会社ヴィジョン	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目31番20号	竹 野 公 人

株式会社メガネの相沢	宮城県仙台市青葉区一番町三丁目5番23号	相沢久美子
株式会社くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊沢真
株式会社イングループ	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目4番1号	川村久美
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町2番8号	阿部和則
愛久株式会社	山形市七日町二丁目1番25-706号ルヴァン七日町	二瓶稔
株式会社ジズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中仁
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号	福田三千男
株式会社コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中謙介
株式会社日本一	千葉県野田市目吹1965番地	染谷幸雄
株式会社仙令平庄	千葉県柏市若柴91番地32	平野幸助
佐藤畜産食品株式会社	山形市諏訪町一丁目3番11号	佐藤和則
ジュピターコーヒー株式会社	東京都文京区本駒込四丁目41番4	内林久雄
花の種株式会社	山形市富の中一丁目10番1	本間正男
じんだん本舗株式会社大江	南陽市三間通37番地5	大江治助
酒田米菓株式会社	酒田市両羽町2番地24	佐藤栄司
株式会社長榮堂	山形市印役町一丁目2番32号	長谷川浩一郎
株式会社鈴木製麩所	山形市五日町3番地24	鈴木浩一
山形多田青果株式会社	山形市東原町三丁目1番2号	多田儀彦
仙台ターミナルビル株式会社	宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号	松崎哲士郎

4 変更年月日

- (1) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売に係るもの 令和5年4月1日
- (2) 株式会社清川屋に係るもの 令和5年3月20日
- (3) 株式会社菓匠三全に係るもの 令和2年8月10日
- (4) 株式会社JR東日本クロスステーションに係るもの 令和3年4月1日
- (5) 株式会社アントステラに係るもの 令和3年5月27日
- (6) 株式会社末廣に係るもの
 - イ 住所に係るもの 平成30年10月5日
 - ロ 代表者の氏名に係るもの 令和5年4月1日
- (7) 株式会社チュチュアンナに係るもの 令和2年8月1日
- (8) 株式会社ハニーズホールディングスに係るもの 令和3年8月24日

- (9) 株式会社キャンに係るもの 令和2年4月1日
(10) 山形多田青果株式会社に係るもの 令和4年3月31日

5 届出年月日

令和5年4月14日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年10月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される令和5年度における山形県の特定役務（コンサルタントに限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が令和7年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に建築関係建設コンサルタントの資格を有する者として登録されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調達する特定役務の種類

建築関係建設コンサルタント

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
(2) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
(3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。
(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第3項に規定する競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等）（以下「申請書」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

4 申請の方法

(1) 申請書の用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。
また、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に建設工事等入札参加資格審査基準別表第1に掲げる知事が必要と認める書類を添付して、契約担当者に提出すること。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。

なお、(2)に定める書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

- (1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めたときは、資格者名簿に登載する。
(2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から令和7年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第3項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪ドーザの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日時 令和5年6月28日（水） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

イ 除雪ドーザ14トン級 1台

ロ 除雪ドーザ11トン級 1台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和6年3月29日（金）

(4) 納入場所 納入場所一覧表による。

(5) 入札方法 (1)のイ及びロのそれぞれについて、総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720
- (2) 仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
2の(1)のイ及びロのそれぞれについて、規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年6月20日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月16日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① 14ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 1
 - ② 11ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 1
 - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 28, 2023
 - (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2720

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立上山高等養護学校・山形盲学校改築整備事業設計業務の調達について、公募型プロポーザル方式により技術提案書を次のとおり募集する。

なお、この公募型プロポーザル方式に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調達をする業務の概要

- (1) 業務委託名 山形県立上山高等養護学校・山形盲学校改築整備事業基本及び実施設計業務委託
- (2) 業務内容 山形県上市市宮脇地内に計画している山形県立上山高等養護学校・山形盲学校の基本設計及び実施設計業務一式

(3) 履行期間 契約締結日から令和6年12月27日まで

※工事の概算金額を令和6年8月末までに提出すること。

2 参加者の資格

技術提案書の提出者（以下「参加者」という。）は、(1)に掲げる要件を満たす単体企業又は(2)に掲げる要件を満たす設計共同体であって、(3)に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

ロ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ハ 建築士法第26条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

ニ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿において建築関係建設コンサルタントの建築一般の業務に登録されていること。

ホ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ヘ 次のいずれにも該当しないこと（施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

(イ) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建築設計業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められること。

(ロ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

(ハ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

(ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(ヘ) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められること。

(ト) 受注者が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（(ハ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったと認められること。

ト 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、ニの要件に関する審査を受けた者であること。

チ 山形県立上山高等養護学校・山形盲学校改築整備事業設計業務公募型プロポーザル方式設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の組織及び当該組織に所属する者でないこと。

リ ロの登録に係る一級建築士事務所に属する一級建築士が5名以上いること。

ヌ 平成25年4月1日からこの公告の前日までの間に延床面積6,000㎡以上の教育施設（平成31年国土交通省告示第98号別添二 建築物の類型七に該当する教育施設（幼稚園を除く。）をいう。以下同じ。）の新築又は改築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する新築又は改築をいう。以下同じ。）に係る工事の基本設計及び実施設計の業務（設計共同体の構成員として行った業務については、代表構成員として行ったものに限る。）を実施（業務委託契約を締結し現在業務を行っているものも含む。）した実績を有する者であること。

(2) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

イ 2者で構成する設計共同体であること。

ロ 設計共同体の全ての構成員が、(1)のイからチまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

ハ 設計共同体の代表構成員が、(1)のロ及びヌに掲げる要件を満たす者であること。

ニ 設計共同体の構成員が他の設計共同体の構成員として本件公募型プロポーザルに参加していないこと。

- ホ 設計共同体の構成員の(1)のロの登録に係る一級建築士事務所が他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。
- ヘ 設計共同体の構成員が官公需適格組合でないこと。
- (3) 本業務の履行に当たり次に掲げる要件を全て満たすことのできる者であること。
- イ 管理技術者及び総合担当主任技術者として一級建築士を配置できること。
- ロ 参加者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係（公告の日時点で、3月以上継続しているものに限る。）にある者を管理技術者として配置できること。
- ハ 管理技術者及び各担当主任技術者を兼務させずに各1名ずつ配置できること。
- 3 第一次審査（参加資格及び技術資料の書類審査による第二次審査参加者の選定）の基準
- (1) 配置予定の管理技術者及び各担当主任技術者の技術力
- (2) 配置予定の各技術者に係る教育施設設計業務の実績
- 4 第二次審査（技術提案書の評価による最優秀者の特定）の基準
- (1) 業務の理解度及び取組意欲
業務内容、業務背景、手続の理解度
- (2) 業務の実施方針
業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項
- (3) 評価テーマに対する技術提案
技術提案内容の的確性、独創性及び実現性
- 5 契約に関する事務を担当する部局等並びに募集要領の交付期間及び交付場所等
- (1) 契約に関する事務を担当する部局等
（全般）山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県教育局教育政策課学校施設担当
電話番号 023(630)2915
（参加資格・技術資料・技術提案に関すること）山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当 電話番号 023(630)2856
- (2) 募集要領等の交付期間及び交付場所等
- イ 交付期間 令和5年6月9日（金）から同年8月24日（木）まで
- ロ 交付場所等 山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/proposal/index.html>）からダウンロードすること。
- (3) 参加表明書及び技術資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限、提出場所及び提出方法
この公告による公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等（競争入札参加資格者名簿に記載されていない者にあつては、参加表明書等、競争入札参加資格審査申請書）を令和5年6月23日（金）午後4時までに山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（配達証明付きのものに限る。）によるものとし、同日午後4時までに到着したものに限り、受け付ける。
- (4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
令和5年8月24日（木）午後4時までに山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（配達証明付きのものに限る。）によるものとし、同日午後4時までに到着したものに限り、受け付ける。
- 6 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則135条各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
- 7 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 その他
- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (2) 本業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を本業務に係る契約の相手方と随意契約により締結する予定はない。
- (3) この公告の関連情報の入手を希望する者は、山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当に照会すること。
- (4) 審査員の氏名、審査を行う日その他詳細については募集要領による。
- 9 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Basic design and implementation design for the reconstruction of Yamagata Prefectural Kaminoyama Special Educational Needs High School and Yamagata Prefectural School for the Visually Impaired
- (2) Time-limit to submit Participation Request Form: 4:00 P.M. June 23, 2023 (in the case of those who have not pre-registered, an Application for Competitive Bidding Qualification Screening must be submitted prior to this date in addition to the Participation Request Form)
- (3) Time-limit for the submission of proposals: 4:00 P.M. August 24, 2023
- (4) Contact point for the proposal documentation: Prefectural Facility Building and Repairs Office, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2856

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
 令和5年6月9日

山 形 県 収 用 委 員 会
 会 長 半 田 稔

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した不動産の表示等
所在 山形県飽海郡遊佐町吹浦字大黒坂中道

地 番	地 目		公簿上の面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況			
49番4	山林	原野	33	33.65	33.65
49番5	原野	原野	30	30.49	30.49
51番	山林	山林	112	112.51	112.51
54番	山林	山林	712	712.69	706.49

- 4 土地所有者の氏名及び住所
高橋 透
山形県飽海郡遊佐町吹浦字鳥崎27番地
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類
所在 山形県飽海郡遊佐町吹浦字大黒坂中道

地 番	氏 名	住 所	権利の種類
51番	登記名義人 大江 清太 (亡)大江清太の相続人 大江 清一	山形県飽海郡遊佐町遊佐字前田7番地の5	根抵当権 平成5年2月12日 第2549号
	登記名義人 大江 清太 (亡)大江清太の相続人 大江 進	山形県飽海郡遊佐町遊佐字前田68番地の1	

54番	登記名義人 大江 清太 (亡) 大江清太の相続人 大江 清一	山形県飽海郡遊佐町遊佐字前田7番地の5	根抵当権 平成5年2月12日 第2549号
	登記名義人 大江 清太 (亡) 大江清太の相続人 大江 進	山形県飽海郡遊佐町遊佐字前田68番地の1	

6 裁決手続の開始を決定した日
令和5年6月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年6月9日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立病院総合医療情報システム運用支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号
電話番号023(630)2325
- 3 落札者を決定した日 令和5年3月29日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社東北メディカルエイドサービス 宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号東京建物仙台ビル
- 5 落札金額 92,004,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和5年2月17日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年6月9日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県立病院総合医療情報システム（基幹システム）保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号
電話番号023(630)2325
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 153,732,304円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 5. 5. 30	第408号	578	28	5,000円	5,500円

令和5年6月9日印刷 発行所 山形県庁
令和5年6月9日発行 発行人 山形県